

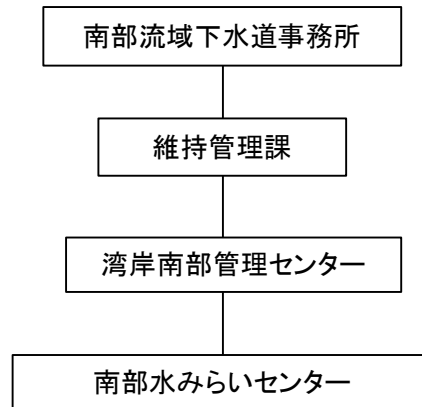
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年7月8日	
大阪府泉州農と緑総合事務所長 様	
提出者 住 所 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 氏 名 大阪府知事 吉村 洋文 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6941-0351	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府泉南市りんくう南浜 1 番
計画期間	令和6年 4 月 1 日から令和7年 3 月 3 1 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3 6： 水道業
②事業の規模	実績処理水量 8, 6 2 7, 0 0 0 m ³ /年（令和 5 年度）
③従業員数	5 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添、資料 1 「産業廃棄物発生工程フローシート」を参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	排出量	37385 t	10.68 t
	（これまでに実施した取組）		
	排水（下水）中の汚濁物を除去することが主たる事業なので、減量化することは困難であるが、下水汚泥（濃縮汚泥）については中間（脱水）処理して減量化し、その他についても最大限減量化できるように努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	排出量	46287 t	15 t
	（今後実施する予定の取組）		
	下水汚泥（濃縮汚泥）については令和4年度と同様に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）	
	産業廃棄物の種類によって、発生場所毎等で可能な限り分別している。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）	
	現状の取組を維持する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
	・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		
	・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	－ t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	32108.1 t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	39977 t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		
①現状	（これまでに実施した取組）		
	・熱回収は該当なし		
	・下水汚泥（脱水ケーキ）は中間処理（脱水工程）で減量化している。（含水率約97%から約77%へ）		
	脱水前37,385t→脱水後5,277t		
	（今後実施する予定の取組）		
②計画	（今後実施する予定の取組）		
	・熱回収は該当なし		
	・下水汚泥（脱水ケーキ）は中間処理（脱水工程）での減量化を継続する。（含水率約97%から約77%へ）		
	脱水前46,287t→脱水後6,310t		
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	全処理委託量	－ t	10.68 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	10.68 t
	再生利用業者への 処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・下水汚泥（濃縮汚泥）は、中間処理（脱水）後、全量を収集運搬業務として業者委託し、大阪南下水汚泥広域処理場で自己中間処理（焼却）を実施。 ・その他は法令等に基づき適正に契約を締結して委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	全 処 理 委 託 量	－ t	15 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 現在の取組を継続。		
※事務処理欄			

資料1

